

○就学支援審議会条例

昭和五十年七月十六日
宮城県条例第二十七号

(設置等)

第一条 教育委員会の諮問に応じ、障害のある学齢児童、学齢生徒等の就学に係る教育支援に関する重要事項を調査審議するため、就学支援審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し、教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第二条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

一 学識経験のある者

二 県の職員

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議회를代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第六条 専門の事項を調査させるため、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、特別支援教育に関し学識経験のある者及び特別支援学校の職員のうちから、教育委員会が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 昭和五十四年四月一日において在任する委員の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、昭和五十五年五月三十一日までとする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（昭和五十四年条例第六号）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成一八年条例第八〇号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成三〇年条例第一一号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に障害児就学指導審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、改正後の就学支援審議会条例（以下「新条例」という。）第二条第二項の規定により就学支援審議会（以下「新審議会」という。）の委員に任命されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、新条例第三条第一項の規定にかかわらず、旧審議会の委員としての残任期間に相当する期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧審議会の会長又は副会長の職にある者は、新条例第四条第一項の規定により新審議会の会長又は副会長に互選されたものとみなす。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略